2026年10月

(一社)日本民間放送連盟

「周波数再編アクションプラン(令和８年度版)」案に対する意見

該当箇所（ページ番号、項目等）	意見
次世代移動通信システム（６Ｇ）導入に向けた検討（６ページ、22ページ）	・　６Ｇの候補周波数である６～８GHz帯について、既存無線システムとの周波数共用検討をはじめとする技術的検討を令和９年度から開始する旨が新たに記載されました。放送事業者は同周波数帯において、放送本線の伝送を行う固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するＦＰＵを日常的に運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。また、視聴者・リスナーを保護し、非常災害時の情報のライフラインを維持する観点から、短時間であっても有害な干渉を許容できないことに配慮が必要です。 ・　６GHz帯では放送事業用無線局と無線ＬＡＮとのＡＦＣ（Automated Frequency Coordination）システムによる共用検討が先行しており、本アクションプランの別項には、“運用面の議論を踏まえつつ、制度設計を進める”との記載があります。６Ｇ等との共用検討を新たに開始するとしても、無線ＬＡＮとの関係を整理したうえで丁寧に実施すべきです。 ・　Ｖ２Ｘ通信システムの社会実装に向けて、放送事業者は5.9GHz帯の固定局を６～８GHz帯に移行しているところであり、本アクションプランの別項には、“特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する”との記載があります。移行先における共用検討の動きは新たな懸念材料であり、きわめて慎重に対応すべきです。
無線ＬＡＮの更なる高度化と周波数拡張等（７ページ、20ページ）	・　放送事業用無線局と無線ＬＡＮとのＡＦＣシステムによる周波数共用と、ＳＰモードの技術的条件については、運用面の合意形成を丁寧に行ったうえで、制度設計を進めるべきです。
Ｖ２Ｘの検討推進（７ページ、21ページ）	・　Ｖ２Ｘ通信システムの社会実装に向けて、デジタルインフラ整備基金と特定周波数変更対策業務により5.9GHz帯の固定局を移行させる施策に、放送事業者は協力しています。 ・　「周波数割当計画」の一部変更にあたって民放連が提出した意見に対し、総務省は、▽デジタルインフラ整備事業等による支援の円滑な実施等を通じて、既存無線局の免許人に配慮しつつ、丁寧に進めていく、▽周波数使用期限については、天災事変など現時点で予見することが困難な事由により、周波数変更の実施に重大な支障を生じる場合は、当該事案に応じて更なる対応を行うことも在り得る――との考え方を示しました。引き続き、丁寧かつ柔軟な対応を期待します。

V-High帯域等の活用方策［170～222MHz］（11ページ）	・　放送事業者は下側の160MHz帯において、放送の継続に欠かせない各種の移動局・固定局を運用しており、狭帯域IoT通信システムのガードバンド等への導入にあたっては、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・　制度整備のスケジュールに固執することなく、丁寧に検討を行うとともに、既存無線システムの現場において過度の負担や制約が生じないよう、丁寧に合意形成を行うべきです。
特定ラジオマイク［470～714MHz、1.2GHz］（14ページ、16ページ）	・　“ワイヤレス多チャンネル音声システム（ＷＭＡＳ）の導入に向け、令和９年度早期の制度整備を目指す”との方針に賛成します。
デジタルＭＣＡ及び高度ＭＣＡの移行後の周波数有効利用方策の検討［800/900MHz帯］（16ページ）	・　民放連は「電波有効利用委員会」報告案に対して提出した意見において、900MHz帯への特定ラジオマイクの導入について、“700MHz帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を伴うのであれば、賛同できない”などと懸念を表明しましたが、その後、同報告の記載内容は誤解を招かない形に修正されました。 ・　したがって、“900MHz帯への特定ラジオマイクの導入等に向け、令和９年度以降、技術的検討を進める”との方針に賛成します。